

議 長 会議を再開します。 (午前10時20分)

々 続いて、高良議員の一般質問を行います。3番高良議員。

3番 高良議員 皆さん、おはようございます。4番議員に続きまして一般質問を行います。毎日、今こうやって晴れていても今日も昼からは雨が降るような天気予報でございました。昨日もそういう天気予報で夜は暑くて寝苦しいと。なかなか体調を壊しやすい気候が続いておりますので、皆さまの方にも体調管理には十分注意をしていただきたいと思います。

それでは、通告書に従いまして、3点の質問を行います。

まず、1点目ですが、「邑智郡総合事務組合の電気代の過少請求について問う」でございます。この問題は皆さま既にご存知のように悠邑ふるさと会館による邑智郡総合事務組合分の電気料に関する第三者委員会からの報告書を受け、今年1月に邑智郡総合事務組合との協議に入っているものでございます。ただ、1月から協議に入ったわけですが、ぜんぜん報告の方がなくて今どのような状態で、どのようなところまで協議が進んでいるのか分かりませんので、これを問うものでございます。

続いて、2つ目でございますが、「ため池の管理及び保全について問う」でございます。これは平成31年4月26日に、農業用ため池の管理及び保全に関する法律が制定され、令和元年7月1日より施行されております。この法律は、豪雨や大規模な地震により、ため池が被災し、ため池の決壊等による水害等で周辺地域に被害を及ぼさないよう、ため池の管理や保全に必要な措置を講ずる事を求めています。本町もため池や、元ため池と思われるものが三原地区の方にはたくさん有るわけですが、その中でどのような手順で、管理や保全に取り組んでいくかを問うものでございます。

続きまして、3つ目ですが、島根中央高校の支援策について問うものでございます。この度、来年度の島根中央高校募集定員が、90名から105名へと15名増員されました。これは我が町が、島根中央高校の存続に向けて、数々の支援の取り組みを行ってきた成果だと思っております。ただ、今、行っている支援は、まちごと魅力化センターの建設・運営というものを今やっているわけですが、これについての費用は、今まで行ってきた学習交流センターとか通学定期の補助とか、そういうものにきれいに上乗せされてしまうものであって、この小さな町に公立の小学校、中学校、高校と揃っている事はたいへん有りがたいわけですが、高齢化が進み、生産人口が減少しているこの本町の状態において、これが将来、重荷になるのではないかと危惧されます。現在は公金での支援が主となっておりますが、もっとどう言いますか違う方法で、ふるさと納税とかクラウドファンディングとか、そういう違う方法での高校支援へ向けての取り組みが出来ないのかを問うものでございます。

議 長                    それでは、高良議員の質問のうち、1項目めの「邑智郡総合事務組合の電気代過少請求について問う」に対する、答弁をお願いします。番外三宅町長。

番外  
三宅町長                それでは、邑智郡総合事務組合の電気代過少請求について問う、にお答え申し上げます。ご質問にございましたように、今年の1月11日に邑智郡事務組合幹事会財政担当課長会議を川本町の副町長を除いた3町の副町長、財政担当課長、それから事務組合。オブザーバーとして県から2名が参加致しまして、事務レベルの協議が行われました。ここでは平成30年度分の電気料金負担の件、そして平成30年度から過去10年分の請求漏れ電気料の請求について、この2件について協議が為されました。川本町から第三者調査委員会の報告等に基づきまして、請求に至る経緯や背景、現状などを報告し協議が為されました。その中で30年度分の追加負担分につきましては了承が得られ、新しいメーターに基づいた金額が全額支払われる事になりました。しかし過年度分につきましては、報告・協議する中で川本町に対し疑問や質問が為されました。その回答を様々な理由で遅くなりましたが、8月に川本町から事務組合に行っております。こうした事務レベルの動きとは別に首長<sup>くびちやう</sup>間で話し合いも持っております。時間が経過しておりますが、3町の基本的な共通理解のもと進めたいと考えております。現在、具体的には申し上げられません。解決に向けて首長間で調整中でございます。今後、方向性を明確にして進めたいと考えております。現時点でご報告できる事は、このような事でございますが、今後、議会の皆さまに報告し、ご相談させていただく段階になりましたら、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長                    質問がありますか。3番高良議員。

3番  
高良議員                遅くなった理由が今、縷々述べられたわけですが、事務組合の質問に対して川本町がそれに答えたのが8月という話でしたが、これはなぜこんなに時間が掛かったのでしょうか。

議 長                    番外谷川副町長。

番外  
谷川副町長              3月で異動等がありました中で、そのあと引き継いでやったわけですが、その中でいろいろ協議する中で、時間が掛かってしまったという事で、8月になってしまったという事です。

議 長                    3番高良議員。

3番  
高良議員                この間、うちの議会の全協の方に資料の提出をいただいておりますが、その質問内容を見まして、そんなに私から見て特別時間が掛かるような質問ではないと思うんですが、今まで我々が議会の中でも質問をしたようなこと

3番  
高良議員      その等々を書いてあるわけですが、本当にこれは早くやろうと思ってやられたんですか。もう一度、確認しますが。

議 長      番外谷川副町長。

番外  
谷川副町長      私も4月になりまして、それから前総務課長も退職しておりますので、そういったところを一旦整理をして、それから改めてということでやっておりますので、少し時間が掛かっております。たいへんこの分については申し訳ないと思っております。

議 長      再質問ありますか。3番高良議員。

3番  
高良議員      その事務方の方への質問等々はいろいろあったんでしょうけども、私が考えるには前教育長が副町長になっておられますので、以前からの状況も良く分かっておられるし、また町長もそのまま出尽くした問題ですので、それにちょっと時間がこんなに掛かるのは私から見れば怠慢ではないかという所見を免れないと思います。これはもう終わった事で良いのですが、その管理者会議での状況は先ほど言いにくいという答弁ではありましたが、私が思いますに、最初から三宅町長は、これは民法の703条の不当利得という言葉が使われて、不当利得だから返してもらうんだというような論法でいかれたと記憶しておりますが、こういう言葉が相手の感情をというか気分を害したとは思われませんか。

議 長      番外三宅町長。

番外  
三宅町長      報告書の内容が、民法の不当利得返還請求権に該当するという事でございます。このところを法的根拠という事で事務組合にも説明しておりますので、これは言葉云々じゃなくて法律用語というところで説明しております。

議 長      再質問ありますか。3番高良議員。

3番  
高良議員      確かに法律にはそういう言葉で書いてはあるわけですが、そもそも論を今更言ってもしょうがないわけですが、この問題は全く事務組合側には責任がなくて、うちの町が間違った請求書を出す。事務組合側からこの間いただいた全協の資料の中にもありますけども、その金額で正しいのかどうかと向こうから確認をしてもらって、うちは間違っていないと請求したような金額で請求をしていると書いてあるんですが、これは間違いありませんね。

議 長      質問の意味を・・・番外三宅町長。  
(「もう一回、分かり易く」町長の声)

議 長 (「もう一回、言いましょうか」議員の声)  
(「はい、分かり易く」町長の声)  
はい、3番高良議員。

3番 うちが出した請求書に対して金額が少ないので、事務組合側の方から、この請求書で本当に正しいのかという確認をしたけども、川本町の方ではこれは正しいんだという事で請求をされたと聞いておりますが、これは正しいんですねという確認です。やられた事がそのとおりですね、かという確認です。

高良議員

議 長 番外三宅町長。

番外 数年前の話になってまいります、その時点ではですね、当時の??の方三宅町長 で決算方法等と精査する中の段階では正しいという報告を受けておりますので、そういうふうに事務組合の方にも報告しております。

議 長 はい、3番高良議員。

3番 その当時はそうであっても、今となっては、こういう状態になっているわけ高良議員 で、そういうのをトータルで考えると、その事務組合には先ほど言いましたが何の落ち度も無いという事で、それは確かに法律上の不当利得というのは有るのかも知れませんが、全く非のない人に対して法律がこうだから、おまえ払ってくれよというようなやり方ではなしに、こっちのミスはミスで認めて払ってもらえないだろうかとお願いをするのが、本来の筋ではないかと思うんですが、その辺の町長の認識はどうでしょう。

議 長 番外三宅町長。

番外 この事については、何回も私言っております。全て川本町の事務ミスから三宅町長 発生したものであって、2町には何ら瑕疵のない事であります。そういう点、そしてまた計量器の問題、検定がされていなかったというような事を総合的に考えますと、本当に心苦しい思いでおりますが、実際それだけのものが掛かって報告書の中でも、これは不当利得返還請求として請求出来る金額であるという報告を受けてですね、この事については議会の皆さんにもご相談する中で請求したという経緯がございます。その交渉にあっては、そういう心苦しい思いを持ちながら2町に対して行っていくというところも、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議 長 再質問ありますか。3番高良議員。

3番 心苦しい思いを持ちながら払っていききたいという答弁でしたので、それは

高良議員 分からないわけではないんですが、私が思いますに、これは私は当初から払ってもらえない、請求しなくてもいいのではないかという立場でおったわけですが、実際に今これから交渉していかれるという事で、貰うためには管理者会議で了解してもらって、組合議会へ議案として補正予算の議案が出てきて、それをそこで可決してもらって、またそれに対する各町の持ち出しの金額を各々町の議会の方で承認するという補正予算の承認をするという手続が必要になると思うんですが、その正直に町長の感覚が聞きたいんですが、払ってもらえるようになると思われておりますか。

議 長 番外三宅町長。

番外三宅町長 その前に、この事は請求しない方が良いというようですね、この議会の場で言われますとですね、これからの交渉もなかなか難しくなると思います。それから今この問題については請求しておりますので、何とかこの2町にご理解いただいて、お願いするということで全力投球をしているということでございます。

議 長 再質問ありますか。3番高良議員。

3番高良議員 それでは町長の考えとしては、今、私が言いましたような手続は全てお願いしてクリアにできると考えておられるわけですか。

議 長 番外三宅町長。

番外三宅町長 これからそういうふうにはですね、努力している最中ではございますが、どういう趣旨でご質問されているか、ちょっと分かりませんが、今、請求した内容をですね、川本町の為に実現したいというふうに全力を尽くしていきたいと思っております。

議 長 再質問ありますか。3番高良議員。

3番高良議員 別に私はそれを今やっているのが良いとか悪いとか言っているわけではないんですが、こういう事をいろいろあると、なかなか難しいのではないかなというのを素直に申し上げているだけです。執行部の方は交渉にあたられますが、その議会というのはその交渉にあたる場所ではございませんので、こういう考え方もあるというのを述べるところですので、自由に述べさせていただきます。その中でこの邑智郡というのは、現在クリーンセンターの更新の工事や、やがては邑智病院の建設など、これから一緒にやる大きな事業があるわけですが、今後3町の連携は益々そういう事で必要になってくると考えます。私が思うにはそういう事が今から見えている中で、あまり

3番  
高良議員      この電気代の問題で良好な関係にヒビが入るような事は、どうかと考えて申し上げておるわけですが、町長としては今の答弁を聞きますとこれは請求したから取り下げる意思はないというふうに判断してよろしいですね。

議 長            番外三宅町長。

番外  
三宅町長      一連の今、質問の内容がよく理解出来ないんですが、今、私は取り下げるとかそういうレベルじゃなくて、報告書に基づいて議会の皆さんにもご相談して2町に対しこういう事でご理解いただきたいというところで、解決出来る方向を見出したいという事で努力しているところをございまして、今の段階で取り下げるとかどうかというようなものではないというふうに考えます。

議 長            再質問ありますか。3番高良議員。

3番  
高良議員      先ほど町長も言われましたが、その計量法のメーターの件ですが、この第三者委員会には、このメーターが計量法違反での状態であったという事は伝えてあったのでしょうか。瀬上課長。

議 長            番外瀬上教育課長。

番外瀬上教  
育課長      計量法の検定切れにつきましては、第三者委員会の会期が全て終わった後に分かっております。その後、当時の総務課長の方から第三者委員会の方にその事の報告をされて、その事については???したという事を聞いております。第三者委員会の方には総務課長の方から報告したというふうに聞いております。

議 長            はい、3番高良議員。

3番  
高良議員      報告されて第三者委員会の方からの返事と言いますか、それについての意見は何も無かったわけでしょうか。

議 長            番外三宅町長。

番外  
三宅町長      報告書が出た後にですね、その委員の弁護士にご相談をしております。その弁護士の回答は問題ないという事でいただいております。この報告書の委員の弁護士はそういう見解を持っております。ただこれはいろんな立場の弁護士がいらっしゃいまして、その解釈というものはたくさんあるかと思いますが、うちの相談した弁護士は問題ないという回答をいただいております。

議 長 再質問ありますか。3番高良議員。

3番  
高良議員 この計量法の、それは私も法律家ではありませんので、その詳細までは分からないわけではあります？（ありませんが）、基本的に考えて普通、一般的な考え方でいくと計量法違反で出た数値っていうのは、それは信用出来ないものではないかと思うわけですね。その弁護士さんがそう言われたからそれを信じてやっておられるというのがうちのスタンスであっても他町から見たら、それはそのままスッと受けれるものではないような気がするんですが、その辺はうちで弁護士が言うんだから、これで正しいんだという認識でしょうか。

議 長 番外三宅町長。

番外  
三宅町長 計量法の問題が出たのは、その後でございまして、いろいろと私どもも勉強するんですが、あそこのふるさと会館の管理をしている、その電気事業者の見解はですね、今まで会館が出来てからずっとですね、これは一般的なメーターというか、ひとつの家の中の個々のメーターのような感覚で、これはいわゆる計量法で制限するようなものではないというふうな解釈をとっていたという事でございます。従って、平成8年からずっときてるという流れなんですけど、これが計量法云々の問題が出てからですね、それは仰るより解釈の仕方によったら請求違反だというような事も出てこようと思いますが、少なくとも私どもの相談した弁護士の見解とは、これは今回の不当利得の返還請求権の関連においては、問題ないという回答をいただいております。

議 長 再質問ありますか。3番高良議員。

3番  
高良議員 この計量法、具体的に言えばマンションを造って、その中の一軒々に子メーターを付けて、管理会社なり大家さんがそれを請求するというような同じ形だと思うわけですが、そういう形においては訴訟が起こされて、その大家の責任を問うという判例もあります、出ておりますので実際。そういう事を考えると私はこれは一概に信用していく事はまずいんではないかとは思いますが、私は法律の専門家ではありませんので、これ以上は言いませんが、ただ三宅町長が、この今、請求されている11,000何万でしたか、その金額に責任を持って回収するという事でよろしいですね。

議 長 番外三宅町長。

番外  
三宅町長 11,000万という事をベースにしながらですね、今、交渉しているという事でありまして。今ありましたように計量法の問題、或いはこの全く川本だけの事務ミスだということの起因等があり得ますので、そこはやっぱり

番外  
三宅町長 交渉の場でしっかりと納得できるところで、落としどころを見出していきたいというふうに思います。

議 長 再質問ありますか。は、3番高良議員。

3番  
高良議員 交渉して落としどころを見出していくという事は、この今、第三者委員会が出された金額には、それに限りなく近づいていきたいけども、それには必ずしもそこにいかない可能性もあると理解してよろしいんですか。

議 長 番外三宅町長。

番外  
三宅町長 交渉ごとですね、今、11,000万で、11,000万ならもうぜんぜん話にならんというような事になった場合の話ですね、それは、そこは交渉ごとだということとで最後、解決する方向のところへ優先的に考えていきたいと思います。

議 長 3番高良議員。

3番  
高良議員 それではですね、ちょっと話を変えますけども、去年、平成、それとも30年分の電気代をいただきましたよね、事務組から。その金額でそれは子メーターもちゃんとして、その金額で過去へ遡って請求するという事は出来ないんでしょうか。

議 長 番外三宅町長。

番外  
三宅町長 30年度分の電気代が450万ぐらいですかね。その金額をどこまで遡るの。ちょっとすみません。どこまで遡るのかということ。

議 長 はい、3番高良議員。

3番  
高良議員 いや、どこまで遡るとは言ってません。それでそういう事が話し合いの中で、そういう事が可能ですか、どうですかと聞いているわけです。

議 長 番外三宅町長。

番外  
三宅町長 450万の中にはですね、そもそもメーターが付いていないところがあったんですね。そういうところが平成8年に出来てから、しばらくサーバー室が繋がっていなかった。それが29年まで分からなかった話ですから、それを遡ってというのはなかなか難しいと。それは報告書の中にも、その事も謳ってあるはずですよ。ですから私は、この前の報告書のところを公的根拠にし



番外  
三宅町長  
議 長

て、それをベースにして交渉していくという事になります。

はい、3番高良議員。

3番  
高良議員

確かにサーバー室はメーターは付いていなかったんですが、電気をサーバー室が使っておったという事実は当然、金額は幾らにしろ有るわけで、その報告書に外してあるとはサーバー室を除いてと書いてはありますが、それは承知はしているわけですが、今メーターを全部付けて適正な形になって、それだけの金額のものが出てきたと。そこでこれを前提に例えば5年遡れるのか10年遡れるのか、それは私はハッキリ分かりませんが、それは話し合いの中でそれは認められないとか、いろいろ出てくるかも知れないし、それは分かりませんが、そういう手法はないですかというのを今お聞きしたわけです。それを今、町長の答弁は、そうではなしに、この報告書に基づいてやるんだという事でございましたので、やられるんですしたらこの報告書に出ている金額を、いくら交渉とは言え全額いただくと。それでこれを100%これでいくという事であれば、そのいただけなかった差額は町長が払いますというぐらいの腹で、交渉にあっていく必要があるんじゃないかと思いますが、その町長の決心と言いますか、もう一度お願いします。

議 長

番外三宅町長。

番外  
三宅町長

その前の質問でメーターの云々、計量器の検針がされていないメーターでというのは問題であるという一方で、ぜんぜんメーターの無いサーバー室のものも含めて、今度は請求したらどうかという相反する質問がありますが、そういう中で私は今、繰り返しになりますが、報告書に基づいた請求金額の求償権の行使、これに全力を尽くしているという事であります。それ以外ありません、はい。

議 長

再質問ありますか。3番高良議員。

3番  
高良議員

別に言葉を返すわけではありませんが、メーターが付いていないサーバー室がどうのこうのという話は、付いていないから請求できないと言われれば、それはそれで結構ですけども、全く使っていないわけではないという事実があるから、数値的に出てこないのは、そこが協議というか交渉と言いますかその辺のところののってくるのだらうと思いますので、そういう意味でございますので別にそんな、それを含めてメーターが付いていないのを含めて請求するとか、計量法のメーターが不良メーターでどうのこうのというような次元の話ではありませんので、それほどは言うておきます。いずれにしてもこの問題、だいたい町長、目安はいつぐらいまでにつけたい気持ちでおられますか。

議 長 番外三宅町長。

番外  
三宅町長 先ほどの中でね、計量の云々は問題ないという、先ほどからずっとこの期限切れの計量器でやったのが問題という事を仰ってたんですよ。  
（「いや、分かっていますよ。議長」の声）そこは問題じゃないと言われたら。

議 長 3番高良議員。

3番  
高良議員 計量法が切れたメーターが問題ないと言っているわけじゃありませんよ。それは私的には大きな問題なんですけども、町長はこの要は今、第三者委員会に出された金額で協議をしていくと言われるわけですか、そうなるとそのこのメーターのこの金額は、そういう要素が有ろうが無かろうがこの金額でやられるという事でよろしいわけですよ。

議 長 番外三宅町長。

番外  
三宅町長 だから、そうした中において、計量器の問題等もありますからですね、そこは話し合いのところだというふうに言っているところでございます。

議 長 3番高良議員。

3番  
高良議員 その話し合いの中で、またちょっと前後しますけど答弁は良いですけど、話し合いの前後の中で、今、町長はこれでやると言われたからいいですが、余地があればそれができるのであれば、その去年の出た電気代を基にした話し合いが出来ませんかという事を言っただけです。それで先ほど言いましたが、この第三者委員会の報告書に基づいて、だいたいどのぐらいの期間で解決されようとしているのか、それを教えて下さい。

議 長 番外三宅町長。

番外  
三宅町長 なるべくですね、スピード感をもって、解決に向かいたいというふうに考えている。これは勿論でございますが、その為にはですね、やはりこの共通認識を持って進めるという中において、やっぱりその一番最後のところは3人の首長がゴール地点というものを合意するという事が一番必要であるというふうに考えおります。従って、そのものを合意するところを早くしていきたいというふうに考えております。

議 長 再質問ありますか。3番高良議員。

3番 時期的なものは、たいへん答弁しずらそうでしたので、良くはな

高良議員 いますが、良しとします。ただ、既に問題が発覚してからの年数、事務組へ請求してからの月日等々ありますので、こんな問題という事はちょっと訂正しますが、このような過去の過ぎた問題で将来の事を考えていかなければいけない議会とか職員の皆さんが、こういう事をいつまでも関わっているのは川本町の発展にとっては大きなマイナスだと思いますので、なるべく速やかにケリを付けていただきたいと思います。これで、この質問については終わります。（答弁はよろしいですか」議長の声）はい、答弁はよろしいです。

議 長 以上で、1項目めの「邑智郡総合事務組合の電気代過少請求について問う」の質問を終了します。

々 次に、2項目めの「ため池の管理及び保全について問う」に対する、答弁をお願いします。番外宇山地域整備課長。

番外宇山地域整備課長 高良議員のご質問のうち「ため池の管理及び保全について問う」のご質問について、回答いたします。

平成30年7月豪雨など、近年、台風等による豪雨や大規模な地震により、農業用ため池が被災し、人的被害など、甚大な被害が発生しております。

農業用ため池に築造された施設は古いものが多く、権利者の世代交代や権利関係が不明確、かつ複雑な場合が多く、また、離農や高齢化により、日常の維持管理が適正に行われていないなどのおそれがあります。

このような背景により、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止するため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定されました。法律の概要につきましては、所有者等による届出制度と、適正管理義務の明文化、決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼす恐れのある特定農業用ため池の指定制度や、所有者を特定することができず、かつ適正な管理が困難な特定農業用ため池について、市町村が管理を行うことができる、等となっております。今後は、元ため池だったものも含め、ため池所有者にため池の届出を提出していただきます。廃止する場合も、まず届出をしていただき、今後利用する予定がない無の場合、廃止届けを提出していただくこととなります。今後は所有者等にため池の適正な維持管理のお願い、特定農業用ため池に限り、本年度、県と協力して、ため池マップ、ハザードマップ、緊急連絡体制の整備等を行う予定となっております。

議 長 はい、質問はありますか。3番高良議員。

3番高良議員 これは施行された新しい法律でなかなか取り組みもそんなに進んでいるとは思わないわけですが、ただこういうのが出来たという事を皆さんに周知する事も大切でしょうし、この間、8月の回覧板の中か何かに入っていたとは承知しているわけですが、新しい制度なのでその町民の皆さんに周知してい

3番  
高良議員 かないとなかなかいけないという事があって取り上げた訳ですが、この中で特に川本町で特定ため池に指定されるものが有るか、無いか。例えば有るのならどのくらい有るのか、ちょっと把握されていれば教えて下さい。

議 長 番外宇山地域整備課長。

番外宇山地  
域整備課長 現在、川本町に登録されているため池は144箇所ございます。その内、解析によりまして2箇所、特定農業用ため池に指定するという事を予定しております。

議 長 再質問ありますか。3番高良議員。

3番  
高良議員 この法律は、要は周辺地域に被害を及ぼさないように管理と防災のための処置を講じるように求めているわけですが、当然タダでは出来ませんので、人間が1人でやるとか2人でやるような規模でもないですし、可成りの多額の費用がかかるものです。この法律はそこの中で強制代執行も認めているわけですが、仮にその持ち主さんが皆さんご承知のように田舎の中小零細の農家ですから、そんな金額が普通に考えて出せるものではないと思うんです。その時に強制代執行等々をして住民の皆さんの安全は守らなければいけませんので、そういう災害防止の工事なり何なりされた時の代執行というのは当然、請求しなければならいわけですが、これに対して補助金の措置というようなものはあるのでしょうか。

議 長 番外宇山地域整備課長。

番外宇山地  
域整備課長 先ほど申しあげました特定農業ため池2箇所につきましては、所有者もはっきりしておりまして、その辺の心配は無いかなというふうに考えております。今後、そのようなため池が届出により、または調査により出てきた場合には特定農業用ため池の他にも、もう1つ県の指定のため池というのがあります。金額的にも100万以上修繕が掛かるものに決められておりますので、個別のお話になるとは思いますが、現在そのような状況にはなっておりませんが、不明な部分が出てきた場合には今後、町としてもその辺の制度はありませんので、今後、考えていく必要があるかなというふうに考えております。

議 長 再質問ありますか。3番高良議員。

3番  
高良議員 そのお金が無くて出来なくて、他の皆さんに今指定されている特定ため池は大丈夫だという話でしたので、今後出てきた場合とかその他のため池でそういう事があった場合は何らかの措置が講じれていく事が出来るように、配慮してあげる事を望みまして、この質問は終わります。

議 長	<p>答弁よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>はい。以上で2項目めの「ため池の管理及び保全について問う」の質問を終了します。</p>
々	<p>次に、3項目め「島根中央高校の支援策について問う」に対する答弁をお願いします。番外杉本まちづくり推進課長。</p>
番外杉本まちづくり推進課長	<p>それでは、高良議員ご質問の3項目め「島根中央高校の支援策について問う」にお答えします。</p> <p>先般の9月4日、島根県教育委員会が前日3日に発表した、2020年県立高校の入学定員数について、県内の全日制の普通科では、唯一島根中央高等学校が1クラス30人から35人に増員され、学年定員105人とするのが報道されました。高校とともに学校の魅力化の推進や積極的な生徒募集をする本町にとりましても学級定員増は、強く切望していた目標でありましたので、県教育委員会の11年ぶりとなる定員増の判断に感銘を受けているところであります。報道では、自治体と連携した高校魅力化の推進により、地元や県内外からの入学生が増えていることや、志望倍率が高いことが、増員の要因とされておりますが、本町の生徒の受け皿となる滞在施設整備の取り組み等も、一定程度の評価をなされたものであると判断をしております。</p> <p>施設整備等に取り組む一方では経常的な運営費の費用負担が伴い、このコストを圧縮することは事業を推進する上での大きな課題であります。議員ご指摘の通り、経費負担軽減の手法として「ふるさと納税」等を活用することは有効な手段であると認識をしております。ふるさと納税は、先般の地方税法の改正により、適正募集基準を「寄附者が自らの意思でふるさとやお世話になった地方団体に寄附を行う」とされております。そのためには、島根中央高等学校を卒業された都会地に在住されている多くの方との関わりを大切にしなければならないと考えており、先般の9月6日に関東地区での県外生の生徒募集に併せ、島根中央高校卒業生同窓会を開催し、多くの方に集っていただきました。この会は、今年度からの取り組みとして実施したもので、当該地に就職された方、進学をされた方、出身地を問わない島根中央高校の卒業生が集う会としておりますが、生涯本町との関わりを持っていただく関係人口拡大の場としてとらえており、ふるさと納税の趣旨に沿った「お世話になった地域」また、「これから応援したい地域」と認識していただけるよう引き続き活動していきたいと考えております。</p>
議 長	<p>質問がありますか。3番高良議員。</p>
3番高良議員	<p>島根中央高校の募集定員の増員というのは、私もたいへん有りがたい事であって、今、課長の答弁にもありましたように我々が今まで行ってきたいろ</p>

3番  
高良議員 いろいろな支援の施策が実を結んだものであると思っております。その中で、答弁の中にもありましたが、卒業生の連携というものが今、どう言いますか非常に弱いような気がしております。東京でのその卒業生の高校の卒業生会を開かれたという事で、それはだいたいどのくらいの方の人数の方が集まられたんでしょうか。

議 長 番外杉本まちづくり推進課長。

番外杉本まちづくり推進課長 今回ですね、わずかに十数名の参加でございましたが、遠くは岡山の方からも参加をされた方も居られます。あの、そこにはもともと教員であった方とかも来ていただいたりしてですね、主に今年卒業された方、去年、卒業された方、その前に卒業された方が集って会を開いたという状況でございます。

議 長 再質問ありますか。3番高良議員。

3番  
高良議員 その卒業生会の集まりという点で、これがその議会で取り上げる事がどうかちょっと微妙なところがあると思うんですが、今、卒業生会の総会というのが地区割りでやられておるわけですね。その同級生の年代割ではなくて、各地区々で集めるような形になっておるので、それではなかなか昔の方が分からないので、例えば同級生、何年度卒というようなやり方で卒業生を集めるようなやり方に変えていただければ、その自分の同級生ですからよくも分かるし誘うことも誘いやすいし、またその寄附を募るような仕組みを作った時にも活用しやすいんじゃないかなと、今はLINEの時代ですから、同級生同士だったらLINEを組むのに簡単であろうし、と思うんですが、その辺の考え方も今後、取り入れていかれてはどうかと思うんですが、課長の意見を所見をお伺いしたいと思います。

議 長 番外杉本まちづくり推進課長。

番外杉本まちづくり推進課長 川本高校のですね、中央高校という言い方をしていますが、以前、川本高校を卒業された方も含めた卒業生会というのが、既にもう有ってですね、毎年その会は開催をされておられます。今年度から取り組んだというのは、純粹に島根中央高等学校になってからの卒業生の方。これが今ちょうど世代で言うとも一番年代の高いところで30歳ぐらいの年代になると思います。当然こうやって県外生がたくさん来ておられます。今も在校生の中の120数名が県外生でございます。そういった方が地方に散らばって行かれる。それが26年頃から多くおきておるという状況があります。それから当然、川本町出身の方も都会地に出て就職されたり、進学されたり、そういった方が非常に多くなってきておるところがあります。是非ですね、中央高校になってから入ってこられた方にも大きく、特に県外生が多くなって。以前は当

番外杉本ま  
ちづくり推  
進課長

然、川本の出身の方、近隣の出身の方が中央に出られたという状況ですが、逆のパターンで県外生が今度は元に帰っているというところがありますので、そういったところをやはり深い関係を持ってですね、ふるさと納税という事だけではないんですけれども、これからも引き続き川本町支援を応援していただきたいという思いで、今年度から取り組んでいるというところでございます。

議 長

はい、3番高良議員。

3番  
高良議員

それは良く分かりますが、私が言いたかったのはそういう今、島根中央高校の卒業生だけでやっているものに、その前の県立川本高校の皆さんも一緒に取り組んでいくような事をしないと、人数的な問題ですよ、要は人数です。中央高校の卒業生会開催、確かに10年過ぎてますけども、それは一回の卒業生が昔の中央高校の卒業生とはぜんぜん数が違いますので、すみません川本高校の卒業生とは数が違いますので、その辺も含めた大きな取り組みにして要は何が言いたいかと言えば、寄附を集めたり、その高校支援の寄附を集めたりする時に、簡単に言えば金額が上がるように土俵を広げておくという考え方が必要ではないかなという事でございますので、その辺を少し考慮していただけないかなと思うところで申し上げたところでございます。それで今の川本高校の支援、質問の通告書でも言いましたけれども、要は川本町から出すお金ですよね、通学費の全額補助とか寮の運営費等々を出しているわけですが、これはですね、このままいけばたいへん今のまちごと魅力化センターの建設も当然これも運営費もついてまわります。ご飯を作るのは誰が作るんだ、どうするんだというような問題もついてきます。そうするとなかなかこの人口減少の中にあって、なかなか支援が金額的な負担が大きくなるんじゃないかという事で新しいお金の調達方法と言いますか支援方法と言いますか、それを考えていった方がそろそろ良いんじゃないかなという事で一般質問しているわけですが、それと共にですね、もうひとつこれは前任の校長先生、今の校長先生とも少し話しているわけですが、前任の校長先生と話をした時に学力をもう少し上げていかないと、どうもいけんのんじゃないかなと仰られました。そういう事を今の校長先生にも確認しましたらその通りだという事で、遙か昔に私が一般質問した中で島根中央高校の偏差値42？、これを何とかしないといかんから塾を作ってもらえませんかという話をし、一時期、学習交流センターの方に塾はあったわけですが、今の校長先生に聞きましても、やっぱりバランスが大事だという事で、スポーツだけではないに学力の方のバランスも必要だという事で、それを何とかしないとイケないなという事を言っておられました。その高校支援、金額の支援もですが、そういう学習環境とか能力が上がるような環境の支援というのは考えられないものでしょうか。

議 長	番外杉本まちづくり推進課長。
番外杉本まちづくり推進課長	<p>まず、公立高校の学力というのは向上させるというのは本分であるというふうに認識をしております。そういった中でいろいろ学校だけで出来ない学習面の支援という事をですね、町としても考えておるというところがございます。なかなか公設の塾という訳に至っていないという部分がございますが、先般からやっているところでは公文の学習を取り入れて、これは何名かの生徒が実施されているというところがございますが、中央高校の生徒さんに限っては公文の方と提携して通常よりも安価で契約が出来るという仕組みを取り組んでいるというところがございます。学力を向上させるというのは非常に大きな課題であるという認識はしております。</p>
議 長	再質問ありますか。3番高良議員。
3番高良議員	<p>その全体的な学力向上と高校の魅力化という事でいけば、ちょっと下世話な話になりますけども、この高校からこの大学へ行ったという、これが通常話題に上って「あの学校はすごいぞ」という話になるわけですが、その全員の学力を上げる事も非常に大事ですが、PRというか外に発信する面で言えば、その中の何人かがすごい生徒がいてくれれば、言葉は悪いですが良いですね。そういう事をするには今の川本町の子どもですよね、その子どもも毎年20人前後、今の中学生、小学生で一学年20人前後なんですけど、その中から全員ではなくても8割方は島根中央高校に進学しているという現状ですので、地元の小学生、中学生の学力のレベルを上げるというのもてだとは思いますが、そういう方法は何か考えられる可能性がありますか。</p>
議 長	<p>答弁されますか。ちょっと今、中央高校の教育問題で通告書ですが。      (「いや、支援の内容です」議員の声)      答弁されれば、答弁受けます。番外鉦教育長。</p>
番外鉦教育長	<p>私の思いと言いますか、そういった中でちょっと話をさせてもらいたいと思います。今のご質問でございますが、やはり中学校の先生方或いは小学校の先生方もそれぞれその立場で子どもの学力向上についてですね、非常に日々一生懸命やっておられると思います。そういった分では、頭が下がる思いでおるところでございます。そして学力向上と一口に言いますが、なかなかこれは難しい問題がありますので、私が思いますのは、やはり学校での勉強、もちろんありますが、やはり家庭学習というか、やはり家での勉強というものがどのくらいすればどうかという事は一概に分かりませんが、やはりそういった事も必要になってくるんじゃないかなと。そうする事によって学力も気持ちかも知れませんが上がるんじゃないかなというふうに思っております。それと、やはり学習意欲というものが高まるというか、そういっ</p>



番外  
鉦教育長 　　た手立て、そういった事をする事によって特に小学生とか学年が小さくなればなるほど、先ほどの英語教育の話じゃないんですが、やはりそういった気持ちの部分で、やはりそういう意欲を高めていく。それをまた引き出して先生方がまたそういったものを引き出していくと、そういった事が必要じゃないかなというふうに思います。以上です。

議 長 　　残り時間 3 分になりました。はい、3 番高良議員。

3 番  
高良議員 　　当町はですね、そういう支援も実際、子どもの学力を伸ばす支援はしているわけですね。塾の補助とか、いっぱいしているわけですよ。そういう答弁が欲しかったんですが。それをやって例えば今やっている高校に生徒を集める為に、こういう費用を出してお金で生徒を集めているという言葉は悪いですが、その補助をして通学が楽なような形にしてでも外から集めているのを、学力の高い方へ入れてその評判で生徒を集めることが出来るような学校にするのが必要ではないかという事ですので、これも私は島根中央高校に人を集める支援策の 1 つだと認識しております。そういう面から見て、そのお金だけに関わらず、そういう他の方面からの人が子ども達が島根中央高校に集まってくれるような学校にいろんな面から検討をしていただきたいと思ひまして、この質問を致しました。これをもちまして、質問を終わります。  
（「答弁よろしい」議長の声） 答弁はいりません。

議 長 　　これをもちまして、3 項目めの「島根中央高校の支援策について問う」の質問を終了いたします。

々 　　これをもちまして、高良議員の一般質問を終わります。

々 　　ここで、暫時休憩を致します。11 時 25 分から再開いたします。  
（午前 11 時 15 分）